

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2により規定されるものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付き採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用となります。

1 職務内容

- (1) 啓発事業(啓発冊子の作成、研修会の開催等)
- (2) 申請等書類の審査
- (3) 照会、回答、その他事務補助

2 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) パソコン(Word、Excelを使用したデータ入力、メール送受信など)が使用できる方

3 求める人材

- (1) コミュニケーション能力があり、窓口や電話応対等が適切に対応できる方
- (2) 周囲との協調性がある方

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和8年4月7日から令和8年7月31日まで

(2)勤務日数・勤務時間

原則 週4日(週当たり29時間)

午前8時30分～午後4時45分(7時間15分)

※ 休憩時間:正午から午後1時(60分)

※勤務日、勤務時間の割振りについては応相談

(3)休日

土曜日、日曜日、祝日

(4)休暇

県の規定によります。

(5)報酬

月額:165,700円～196,500円

報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

期末手当・勤勉手当:なし

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※ 通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※ 加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁 本庁舎3階

※ 「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1)応募は、令和8年3月11日(水曜日)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書(第1号様式)及び身上書(第2号様式)を提出してください。

※ 平日日中に確実に連絡できる電話番号を必ず記載してください。

※ ハローワークで紹介を受けた場合には、ハローワーク紹介状も併せて提出してください。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

- (3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、当方では対応できませんので、予め御了承ください。
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までとします。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁内の会場で令和8年3月17日(火曜日)から24日(火曜日)の平日に実施することを予定しております。日時及び場所については令和8年3月16日(月曜日)正午までの平日日中に、電話により連絡します。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3)最終合格

令和8年4月1日頃に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁 本庁舎3階

担 当:県民生活部人権・男女共同参画課 副課長

電 話:048-830-2255